

平成30年度 第3回 藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2018年（平成30年）11月29日（木）

午後2時から

会 場：藤沢市役所 本庁舎 6-1 会議室

1 開 会

(1) 介護保険課職員による不適正な事務処理について

- ◆ 介護保険課長から、第三者行為求償事務について、不適正な事務処理が判明した件について説明および謝罪。

【介護保険課長の説明について質問等】

委 員：11月17日の神奈川新聞を見ると、介護保険請求を男性職員が放置、というタイトルで出ている。先ほど課長から組織の問題もある、という話もあったが、この記事を読むと一人の男性職員を責めているとしか思えない書き方をしている。どのように記者発表をしたのか、どのように記者に伝えたのかは分からないが、これではおそらく職員は嫌気がさすのではないか。組織としてどういう仕事をしているのか、上司として何をしているのか、藤沢市全体としてどう考えているのか、そのあたりの見解を議会でもされたという話は聞いているが、高齢者福祉のために介護保険制度をしっかりと充実させていきたい、という考えを持った若い職員が嫌にならないように、できれば部長に回答してもらいたい、欠席しているので介護保険課長にその決意を回答してもらい、これをしっかりと議事録に載せてもらいたい。

介護保険課長：新聞発表する際にも、組織の問題であって管理問題も十分あり、そちらが一番問題であったのではないかとこのプレス発表資料を渡している。記事の表現に関して、我々が影響を及ぼすことができない状況であることは理解いただきたい。担当職員だけが責めを負うということではなく、公金に関わることであり、皆様に迷惑をかけていると認識を持っている。こうしたことを防ぐためにはどうしたらいいのか、情報を共有し、業務の見える化等を通して、こうしたことが絶対に起きないように、という気持ちでこれからも一つ一つの業務を丁寧に見ていきたいと考えている。

委 員：市職員も我々事業者も市民も、より良い制度を作っていかなければならない。縦割りというか、個人のせいになると、どこかにひずみが出て藤

沢市の高齢者福祉はどうなのか、という話が出てくると思う。理事者の責任もあると思う。組織のこともしっかり見直して改善をしていただきたいと思う。

(2) 会議の公開について

事務局：この協議会は、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」第7条に基づき会議録を作成し、公開することになっているが、この要綱を所管する市民相談情報課からの依頼があり、今回から市民相談情報課で公開している紙媒体の会議録については発言した委員の氏名を記載したものを配架していきたいと考えている。インターネット等に公開している会議録についてはいままで通り、「委員」と記載していく。

2 議題

<公開議題>

- (1) 平成30年度 藤沢市介護保険事業の実施状況について
 - ◆ 事務局から【資料1】について説明。
- (2) 平成30年度 地域包括支援センター活動報告
 - ◆ 事務局から【資料2】【ちらし】について説明。

議題(1) 議題(2) について質問等

委員：平成30年度地域包括支援センター活動報告について、村岡地域包括支援センターで地域の掘り起こしをして相談につながるケースが多かった、ということだが、村岡包括の取り組みについて、具体的に聞かせてほしい。また、基本チェックリストの活用状況について、もっと件数が上がってきてもいいのではないか。現状の方法では限界があるのではないか。もっと効果的にする方法など意見があれば聞きたい。(【資料2】1.相談支援業務、4.介護予防給付管理件数ほか)

事務局：村岡包括の件数については、管理者変更により、統計を見直し、過去に相談を受けた方にアプローチを行ったと聞いている。基本チェックリストについては、要介護・要支援認定申請よりも簡易で迅速に利用できる、という総合事業のメリットを説明して運用している。

- 委員：相談件数は地域包括支援センター（以下「包括」という。）によって数え方が異なっていたものを、先日研修会をして統一する方向となったので、今後ばらつきはなくなる。
- チェックリストについては適切であろうと判断できる利用者には案内するが、包括に来るときにはすでにいくつかの課題を抱えてくるため、要介護認定の案内になりやすい。
- 介護予防の視点から基本チェックリストを使って進めていく。
- 委員：包括は、土日営業していないのか。
- 委員：片瀬包括は（日）、（月）休みで土曜日はやっている。基本的には土日休み。
- 委員：人件費や予算の関係もあると思うが、今後土日営業の可能性はないのか。
- 委員：行政に確認したところ、予算の問題と聞いている。
- 事務局：検討はしているが、予算の問題もあるので今のところは土日営業に至っていない。
- 委員：今後は総合相談のこともあるので、すべてを営業していくことは難しいと思うが、輪番制や拠点等を作り、利用される方の利便性を考えて、土日営業の方向へ検討できないだろうか。やはり予算の関係上難しいのか。
- 事務局：全く無理とは考えていないが、運営する法人との協議もある。検討はしていきたい。
- 委員：平成 30 年度 藤沢市介護保険事業の実施状況について、要支援認定件数が増えているのにもかかわらず、給付費が増えていない。リハビリテーション系のサービスが増えているが、このデータだけではなく、リハビリテーションを行うことによって、医療費の給付が抑えられているのか、ということも合わせて検討していく必要があるのではないかと。市としてどのように考えているのか。
- また基本チェックリストが使われている比率が低いことに関しては、口の中も含めてだが、ちゃんと見られていないということではないか。そのために要支援、要介護の認定を受けて、介護度が高くなってから初めて噛めないことが分かったということがあり、それでは手遅れの状況になっている。そのためにいろいろなサービスを追加せざるを得ない。用具のレンタル等も増えている状況を在宅診療に行っていて痛切に感じる。行政として介護予防ケアマネジメントの対象者となる方に対してはチェックリストを必ず行うとか、そういった指針を示す必要性があるのではないかと。（【資料 1】 P3～ 4.介護サービスの利用状況ほか）
- また、平成 30 年度地域包括支援センター活動報告について、湘南大庭、六会地区の 75 歳以上と 75 歳未満では 75 歳未満のほうが多い。何年後かには大きく逆転するのではないかと思うのだが、その推移を教えてほ

しい。また、市として何か介護予防等での対応を検討しているのか。【資料 2】 1.相談支援業務)

事務局：第 7 期の事業計画においても、介護と医療の連携については、より深く進めていくことが示されているなかで、介護と医療を合わせて状況を見る必要があると認識はしている。国の方でも介護と医療のレセプトを統合させて、より科学的な予防の取組について、検証作業も始まっているところではある。介護保険課だけでなく、保険年金課などと研究をしていきたい。いずれかの形で報告できればと考えている。

基本チェックリストについては、総合事業開始時に使い方等が示された。サービスを受ける際には必ず状況確認はしているが、状況確認の方法がすべて基本チェックリストを行った方が良いのか、何が良いのかは検討していきたいと思っている。

湘南大庭、六会地区の 75 歳未満と 75 歳以上の人数について、地域の住民との意見交換で、介護予防でどのようなことができるのか、検討しているところである。今あるデータを住民に伝える手段としては、リーフレット等で示していくような取り組みも始めている。三師会の先生方に協力をいただきながら、地域ケア会議等も後半から包括を中心に始めており、介護予防ケアマネジメントでどのようなかたちで介護予防、重度化防止が展開できるか、という視点はあがるが、実際にはそれが動く前の段階である。その点はしっかり見ていきたいと考えている。

(3) 指定居宅介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

◆ 事務局から【資料 3】について説明。

※議題 (3) について質問等なし。

(4) 平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金について

◆ 事務局から【資料 4】について説明。

議題 (4) について質問等

委員：保険者機能強化推進交付金の評価項目 61 項目について簡単な説明があったが、実際やっていることの評価なのか、または前向きに対応することへの評価なのか。

事務局：こちらの評価項目については、実際に市町村が行っているかどうか、ということが中心になっている。

委員：交付金を受けた場合、今までの事業以外に何か活用するのか、それとも今のサービス等の強化に使うものなのか、考え方を教えてほしい。

事務局：この交付金は自立支援重度化防止等を支援することが目的であるため、主には地域支援事業等に充てられる。補助金を受けて、それをもとに市町村が活用していくことを想定している。

(5) その他

・介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱い

◆ 事務局から【その他資料①】について説明

・介護の日について

◆ 11月10日に介護の日のイベントとして藤沢市民会館にて開催された【「しあわせ介護の街」にしよう ふじさわ!!】について説明。

・「(仮称) おれんじプラン」について

◆ 国による新おれんじプラン（認知症施策）に沿って本誌のおれんじプランを現在作成中であること及びそのスケジュールについて説明。

・地域の縁側について

◆ 事務局から【その他資料②】について説明。

議題（5）について質問等

委員：介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いについて、直接は関係ないが、介護保険サービスと障害者総合支援法の障がい支援サービスについて、障がいが重い方は障害者総合支援法のサービスを受けているが、65歳になると介護保険優先となり、今までのサービスが使えなくなり大変な思いをする、あるいは共生型で訪問介護等については障がいの方も高齢の方も利用できることになっているが、藤沢ではこの件について何か問題はあるか。現状を聞かせてほしい。

事務局：藤沢市では介護保険サービスが優先になることで障害福祉の部分でのサービスが低下しないように、また引き続きサービスを受けられるように、障がい福祉課が所管となるがケアマネジャーと連携、相談しながら体制を整えている、という状況である。

委員：障がいサービスから介護保険サービスへの移行については、やはりトラブルは起きている。障がいサービスで費用負担がなかった方が介護保険サービスになると1割等、負担することになり、十分に理解して移行するというのであれば問題はないが、理解してもらえない方もいる。介

護保険で足りない部分については障害のほうからサービスを追加するという手立てはしているが、金銭的な負担に関しては、制度上の問題であるため、理解していただくしかない。介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いについて、ケアプランを作成する立場の者に充分周知されていないのではないか。内容について、明確な指示を介護保険課からも示してほしい。

委員：障がいサービスから介護保険サービスへの移行は理解されにくい、というのはある。

事務局：利用者負担について、負担軽減策は国の方でも課題としてとらえており、障がい福祉課の所管となるが、一定の自己負担に対する軽減も今年度から創設されている。詳細や進捗状況については所管課に確認し、今後報告させていただきたい。

委員：介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取り扱いについて、マニュアル等はないのか。

事務局：マニュアルが示される予定は特に聞いていないが、分かりやすい内容の資料を作成し、配布したいと考えている。

委員：地域包括ケアということで他職種との連携が言われているが、医療との連携の中で、訪問事業者側はITを利用した連携ツールが医師によって異なるため今から危惧している。市としてどのようなツールを推奨していくのか。

事務局：在宅医療介護連携の推進に関して、IT、ICTは効果的なツールだと考えている。この問題はどこの市町村でも、どのメーカーでどのようにするか、行政がどこまで関与するか、ということは課題になっている。藤沢市においても、大きく二つのメーカーを入れているという現状があり、市が決める、というのは難しいところがある。包括についても一つのメーカーに限っているわけではない。市だけでなく医師会の医師の意見も尊重し決めていかなければならないと考えている。他市の状況も、市で決めても、隣接する市町村との連携もあるため難しいという声も聞いている。どこの市町村も二の足を踏んでいる状態。在宅医療推進会議が年二回あるので、情報ツールについては議題の中に入れていきたい。

委員：確かにソフト等がばらばらであるとは聞く。

<非公開議題>

(6) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

3 閉 会